146　法制局参事官岡野敬次郎へ賞与の件に付上申

〔明治三十五年六月〕

（注記1）
明治卅五年五月三十日　　（注記2）内閣書記官　（南）印（注記3）

内閣総理大臣　決　　内閣書記官長　花押（柴田）

法制局参事官法学博士　岡野敬次郎

（注記4）
金六百円

右事務勉励ニ付賞賜ス

明治卅五年五月　日　　内閣書記官　（南）印（注記5）（山中）印

内閣総理大臣　花押（桂）　　内閣書記官長　花押（柴田）

法制局長官上申同局参事官岡野敬次郎賞与ノ件ヲ案スルニ同人ハ東京帝国大学教授ヨリ同官ヲ兼任セシメラレ特ニ部長トシテ能ク其重責ヲ尽クシ勤労勘（ママ）カラサル趣ヲ以テ既ニ昨年度末ニ於テ同局長官ヨリ賞与ノ儀上申致シタルモ経費ノ都合ニ依リ遂ニ決裁ノ運ニ至ラサリシモノニ有之且同人儀曩ニ農商務省参事官兼任ノ際ハ特ニ閣議ヲ経テ毎年数回一定ノ賞与ヲ支給セラレタルモノニモ有之目下年度開始日尚浅ク聊カ不穏当ニハ候得共彼是ノ事状ヲ斟酌シ此際ニ限リ特ニ法制局長官上申ノ通賞与相成可然哉

金六百円　　法制局参事官法学博士　岡野敬次郎

右事務勉励ニ付頭書ノ通賞与相成度此段上申候也

明治三十五年五月二十一日　　法制局長官　奥田義人　印

内閣総理大臣伯爵　桂太郎殿

（注記1）「内閣書記官室閣第九〇号」

（注記2）「六月五日決裁／六日会計へ通知同日付」

（注記3）「雑纂／記入」

（注記4）「二十」（簿冊内件名番号）

（注記5）（抹消）「〔会計へ通知済〕」

〔明治卅五年　公文雑纂　内閣一　巻一〕　2A, 13, 588